

新興感染症対応力強化事業（Q & A）

【共通項目】	
Q1	事業はいつから実施できるか。
A1	施設整備・設備整備ともに、内示以降に実施する事業が補助対象となります。
Q2	内示の時期はいつ頃になるか。
A2	当該補助金は、国費を活用した事業であり、国から内示を受けた後、県から医療機関へ内示を行います。なお、現時点で国からは6月以降に内示を行うとの連絡があります。
【施設整備】	
Q3	施設整備における補助対象面積はどの様に考えるか。
A3	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
Q4	「個人防具保管庫整備」のメニューでキャビネットや物置等の整備も補助対象になるか。
A4	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合は、補助対象になりません）は、補助対象になりません。